

## 飯高応援団 珠洲市外通学生バス通学費支援金交付規則

(令和元年6月11日)

(目的)

第1条 この規則は、石川県立飯田高等学校に在籍している生徒で、公共交通機関を利用し当該高等学校に通学しているものの保護者が負担する通学費の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 第1学年から第3学年の者をいう。
- (2) 公共交通機関 定期運行の路線バスをいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要因のいずれにも該当する者とする。

- (1) 石川県立飯田高等学校に通学し、かつ、珠洲市外に居住する生徒の保護者であること。
- (2) 公共交通機関の定期乗車券(以下「定期券」という。)を購入し通学する生徒の保護者であること。

(支援金の交付および額)

第4条 支援金は、定期券を購入した場合において、次項に定めるところにより交付する。

2 補助金の額は、公共交通機関の利用区間に係る通用期間が1ヶ月の定期券購入代金(ただし、当該購入代金とは、通用期間が4ヶ月の定期券を購入したものとみなし、その価格を4で除して得た額とする。)の2割に相当する額に公共交通機関の利用月数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(支援金の交付方法)

第5条 支援金は、高等学校の学校長を経て交付する。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、直接保護者に交付することができる。

(支援金の申請等)

第6条 第3条の要件に該当する当該生徒の保護者は、バス通学支援請求書に購入した定期券の写しを添付して、以下に定める日までに高等学校の校長に提出する。ただし高等学校の生徒のうち第3学年の者については第2号の規定を適用する場合においては、同号中「3月20日」とあるのは「在学中において、最後の定期券を購入した後速やかに」と読み替えるものとする。

- (1) 4月から9月までの6ヶ月間に定期券を購入した場合 9月20日
- (2) 10月から翌年3月までに定期券を購入した場合 3月20日

(準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行し、令和元年度から適用する。